

議案第48号

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 7年 9月 1日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、佐賀県東部環境施設組合廃棄物処理施設の供用開始に伴い、みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年みやき町条例第84号）の一部を次のように改正する。

第15条中「鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設」を「町長が指定する廃棄物処理施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のみやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(一般廃棄物の受入等) 第15条 占有者（占有者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、一般廃棄物（し尿、動物の死体等を除く。）を自ら<u>鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設</u>（以下「廃棄物処理施設」という。）に搬入しようとする場合には、当廃棄物処理施設に定める受入基準に適合しなければならない。	(一般廃棄物の受入等) 第15条 占有者（占有者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、一般廃棄物（し尿、動物の死体等を除く。）を自ら<u>町長が指定する廃棄物処理施設</u>（以下「廃棄物処理施設」という。）に搬入しようとする場合には、当廃棄物処理施設に定める受入基準に適合しなければならない。